平成２６年（フ）第１１１２号
福岡市西区壱岐団地18番505号
債務者　柴藤ひろみ
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３１号
福岡県朝倉市長渕155番地２
債務者　川嶋　　昇
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３２号
福岡市中央区福浜１丁目１番９―105号
債務者　手嶋　理香
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３４号
福岡県糸島市泊1703番地３
債務者　長崎慎太郎
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３７号
福岡市東区馬出１丁目５番23―205号
債務者　瀧本　篤志
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１５５号
福岡市中央区大手門３丁目５番10号
債務者　横尾　千景
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６４号
福岡市早良区次郎丸６丁目10番11―102号
債務者　西原　隆二
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１６６号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目７番20―501号
債務者　大塚　明子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７５号
福岡県朝倉市甘木2038番地14　オリエントハイツ甘木303号
債務者　正木勇二郎
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８５号
福岡市博多区浦田１丁目11番11―201号
債務者　前田愛弥子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８７号
福岡県筑紫野市紫１丁目24番11号
債務者　川元　義徳
1　決定年月日時　平成26年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８８号
福岡市東区香椎浜２丁目３番３―1006号
債務者　太田　智子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８９号
福岡市南区寺塚１丁目９番18号
債務者　坂田　　宣
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１９３号
福岡市早良区西新１丁目３番15―503号
債務者　佐伯　孝夫
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１９５号
福岡市博多区千代２丁目２番43―303号
債務者　松葉　龍典
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１９６号
福岡市西区壱岐団地53番207号
債務者　佐古山みゆき
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１９９号
福岡市博多区千代１丁目23番８号
債務者　稲福　政徳
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２０６号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７―1213号
債務者　齊藤　久美（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部